

P i T a P a 加盟店規約

第1部 基本条項

第1条（目的）

本規約は、個人または法人（以下「事業者」という）が店舗等において、株式会社スルッと KANSAI（以下「当社」という）が提供する決済に関する各種サービス（以下「決済サービス」という）の利用を希望する場合に、当社と事業者の間で取り決める諸条件等について定めるものです。

第2条（定義）

1. 本規約において、用語の意味を次のとおり定義します。

- (1) 「スルッと KANSAI ICカード」とは、社局・加盟店・相互利用先における交通および物販利用に対し、決済機能を有する当社が発行するICカード（以下「スルッとICカード」という）をいいます。なお、当社と提携した事業者（以下「カード提携事業者」という）が当社と共同で発行するICカードのうち社局・加盟店・相互利用先で利用可能な機能を搭載するカードを含みます。また、スルッとICカードはプリペイド（前払）方式（以下「プリペイド」という）とポストペイ（後払）方式（以下「ポストペイ」という）の2種類の機能を有します。
- (2) 「会員」とは、当社に対し所定の入会申込書によりスルッとICカードを申込み、当社と三井住友カード株式会社（以下「委託先」という）が審査のうえ、入会を承認し、当社からスルッとICカードを貸与された個人および法人をいいます。
- (3) 「利用者」とは、スルッとICカード（プリペイド・ポストペイ）を貸与された個人および法人（会員を含む）をいいます。
- (4) 「社局」とは、スルッとKANSAI協議会の加盟事業者で、スルッとKANSAI協議会においてスルッとICカードを取扱うことを承認された交通事業者をいいます。
- (5) 「加盟店」とは、第3条に従い当社および委託先の承認を受けた事業者をいいます。
- (6) 「相互利用先」とは、当社と相互利用契約を締結し、社局において交通利用に対する決済ができるICカードを発行するスルッとKANSAI協議会に加盟していない交通事業者をいいます。
- (7) 「ポストペイ」とは、会員の毎月1日から毎月末日までの1ヶ月の利用を月毎に集計し、後日会員の指定口座から口座振替等の方法により支払うことができる方式をいいます。なお、ポストペイの支払方法は1回払いのみとします。
- (8) 「プリペイド」とは、予めスルッとICカード内に貯えられた電子的金額（以下「バリュー」という）の範囲内で支払うことができる方式をいいます。
- (9) 「チャージ機能」（以下「チャージ」という）とは、スルッとICカード内のバリューを積み増す機能をいいます。
- (10) 「現金チャージ機能」（以下「現金チャージ」という）とは、現金の支払いによりチャージする方法をいいます。
- (11) 「ネガデータ」とは、紛失・盗難等の事由により、利用者に貸与したスルッとICカードに対するサービスの一部あるいは全部を停止させるための情報をいいます。
- (12) 「信用取引」とは、加盟店が利用者から代金を現金により直接受領することなく、ポストペイまたはプリペイドにより、商品の販売やサービスの提供などを行う取引をいいます。

第2部 一般条項

第1章 スルッと I Cカードによる信用取引

第3条（加盟店）

1. 事業者が、加盟店となるためには、本規約を承認のうえ当社および委託先に加盟を申込み、当社および委託先が加盟を認めることを条件とします。この場合、以下の各号の全てを充足しなければならないものとします。
 - （1）事業者が当社の提供する決済サービスの意義および役割について、十分に理解し、積極的に利用推進を図ること
 - （2）事業者が公序良俗に反しない範囲で、物品の販売やサービスの提供などを有償で行っているか、行う予定であること
 - （3）事業者が販売した物品や提供したサービスについて、会員とのトラブルにならないよう、善良なる管理者の注意義務をもって、アフターサービスも含め、万全の体制を有していること
 - （4）事業者が事業者名義の金融機関口座を有していること
 - （5）事業者が当社の提供する決済サービスの内容、利用方法等について十分に理解し、本規約を遵守すること
 - （6）事業者が、適用法令上、本規約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること
2. 加盟店は、本規約に定める信用取引を行う店舗または施設（以下「スルッと I Cカード取扱い店舗」という）を指定のうえ、予め当社に届出し、承認を得るものとします。当社の承認のない店舗で信用取引はできないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用取引を行うスルッと I Cカード取扱い店舗内外の見易いところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。
4. 加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

第4条（信用取引）

1. 加盟店は、スルッと I Cカードを所持する会員がカードを提示して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には本規約に従い、現金で取引を行う顧客と同様に、店頭において信用取引を行うものとします。
2. 加盟店は、回数券、商品券、印紙、切手および当社が別途指定した商品、サービス等については、信用取引を行わないものとします。
3. 加盟店は、本規約に従い信用取引を行うとともに、当社が定める規定、ルールおよび指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守するものとします。
4. 本規約は、加盟店が店頭において行う販売について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、コンピュータ通信による販売等、店頭販売以外の態様の取引については、別途契約しなければならないものとします。

第5条（信用取引の種類）

信用取引の種類は、1回払い販売とします。

第6条（信用取引の方法）

1. 加盟店は、会員からスルッと I Cカードの提示による信用取引の要求があった場合、スルッと KANSAI I Cカード専用端末機、クレジットカード兼用端末機、その他カード対応機器（以下「物販端末等」という）を取扱いマニュアル等に従い使用し、すべての信用取引についてスルッと I Cカードの有効性を確認し信用取引を行うものとします。
2. 加盟店は、暗証番号が必要な取引には、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認して信用取引を行うものとします。
3. 加盟店は、何らかの理由（故障、電話回線障害等）で物販端末等が使用できない場合、信用取引を行うことはできま

せん。この場合、いかなる理由であっても当社および委託先は加盟店に対する一切の責を負いません。

4. 信用取引における取扱い金額は、当該販売代金ならびにサービス提供代金（いずれも税金、送料等を含む）のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。
5. 加盟店は、当社および委託先が別途定める場合を除き、物販端末等から出力される伝票（以下「売上票」という）を加盟店の責任において保管し、当該信用取引に関する当社所定の売上票に関するデータ（以下「売上データ」という）を所定の方法で当社に送信するものとします。また、当該売上票および売上データ（以下「売上票等」という）ならびにそれらに基づく売上債権は他に譲渡できないものとします。
6. 加盟店は、有効なスルッと I Cカードを提示した会員に対して、商品の販売代金ならびにサービス提供代金について手数料を上乗せする等、現金客と異なる代金を請求すること、およびスルッと I Cカードの円滑な利用を妨げる何らの制限も加えないものとします。また正当な理由なくして信用取引を拒絶し、代金の全額または一部（税金、送料等を含む）に対して直接現金による支払いを要求する等、会員に対して差別的取扱いは行わないものとします。

第7条（不審な取引の通報）

1. 加盟店は、提示されたスルッと I Cカードについて、カード名義、カード発行会社、会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、スルッと I Cカードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のスルッと I Cカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カードまたは変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常に大量もしくは高価な購入の申込みがある場合には、スルッと I Cカードによる信用取引を行うについて当社または委託先と協議し、当社または委託先の指示に従うものとします。
2. 前項の場合、当社または委託先が当該取引におけるスルッと I Cカードの使用状況の報告、スルッと I Cカードおよびカード発行会社の確認、会員番号とスルッと I Cカードの会員名の確認、本人確認等の調査およびカード回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。
3. 加盟店は、前2項にかかわらず当社または委託先が会員のカード使用状況など調査協力を求めた場合に対して協力するものとします。
4. 加盟店は、当社または委託先がスルッと I Cカードの不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

第8条（信用取引の円滑な実施）

1. 加盟店は、信用取引を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。
2. 加盟店は、信用取引を行った場合、直ちに商品またはサービス等を会員に引渡しまたは提供するものとします。ただし、売上票等の売上日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に書面をもって引渡し時期等を通知するものとします。
3. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる包括信用購入あっせんに該当する信用取引を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項を記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。
4. 加盟店は、当該売上債権に対して当社が立替払いを行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用取引の申込みの撤回または信用取引の解除を行った場合には、直ちに当社に対し当該信用取引の取消のを行うものとします。
5. 加盟店は、1回の信用取引に対して、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡しまたは提供することはできません。

6. 加盟店は、売上票等の金額訂正、分割記載、取扱日付の不実記載等は行わないものとします。

第9条（信用取引の責任）

加盟店は、第6条、第7条、第8条に定める手続きによらず信用取引を行った場合、一切の責任を負うものとし、当社の申出により第20条の規定に従うものとします。

第10条（無効カードの取扱い）

1. 当社は、利用者からスルッとICカードの紛失・盗難等の通知を受ける、または利用限度額を超過するなどにより、スルッとICカードを無効とする場合または利用を一時停止する場合、ネガデータを作成します。
2. 加盟店は、当社所定の時期および方法により、当社からネガデータを取得しなければなりません。
3. 加盟店は、午前0時を跨って連続して物販端末等を使用して信用取引を行なうことはできません。ただし、前項の履行を行った場合は、この限りではありません。
4. 当社から特定のスルッとICカードを無効とする旨の通知を受けた場合、その通知によって無効とされたスルッとICカードの提示者に対しては信用取引を行わないものとし、可能な限り当該カードを回収し、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
5. 加盟店は、当社から特定のスルッとICカードのポストペイ利用を一時停止とする旨の通知を受けた場合、ポストペイ利用による信用取引を行わないものとします。
6. 加盟店は、明らかに偽造・変造と判断できるスルッとICカードを提示された場合には、スルッとICカード提示者に対し信用取引を行わないものとし、可能な限り当該カードを回収し、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
7. 加盟店は、前6項に違反して信用取引を行った場合、当該売上等全額について一切の責任を負うものとし、当社の申出により第20条の規定に従うものとします。
8. 紛失・盗難されたカード、または偽造・変造されたカードに起因する売上などが発生し、当社または委託先がカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は当社または委託先から指示があった場合、もしくは加盟店が必要と判断した場合には、所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。
9. 当社または委託先は、不正使用が発生する恐れがあるなど必要と判断した場合には、加盟店に対してネガデータの取得の方法その他必要な措置を講ずるよう指示することができるものとします。この場合、加盟店は、当社および委託先の指示に従うものとし、必要な費用は加盟店が負担するものとします。

第11条（カード取扱いの中止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、スルッとICカードの取扱いを中止または一時停止することができます。この場合、当社および委託先は、スルッとICカードの取扱いを中止または一時停止することにより、加盟店および会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力によりスルッとICカードの取扱いが困難であると当社が判断した場合
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情でスルッとICカードの取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合

第2章 決済等

第12条（ポストペイ利用の立替払い、会員への求償請求）

1. ポストペイ利用により加盟店が取得した会員に対する売上債権につき、会員に代わって当社が加盟店へ立替払いをし、かつ委託先が当社へ立替払いするものとします。
加盟店は、売上債権を第三者に立替払いさせ、もしくは譲渡してはならないものとします。
2. 前項の立替払いは第6条に基づき当月1日から当月末日までに委託先がデータを受信した会員のポストペイ利用による取扱い額を、加盟店に対して第16条に基づき清算することで加盟店に支払うものとします。なお、一日の売上は当日の午前3時00分以降（午前3時00分を含む）から翌日の午前3時00分（午前3時00分を含まず）までに委託先が受信したものとします。
3. 第1項に基づき立替払いを行った委託先は、当該会員に対する求償債権を取得するものとします。

第13条（ポストペイ利用における商品の所有権移転）

ポストペイ利用による商品の所有権は、会員に代わって当社が加盟店へ立替払いすることにより当社に移転し、委託先が当社に立替払いすることにより委託先に移転するものとします。

第14条（プリペイド利用の支払い）

当社は、第6条に基づき当月1日から当月末日までに委託先がデータを受信した利用者のプリペイド利用による取扱い額を、加盟店に対して第16条に基づき清算することで加盟店に支払うものとします。なお、一日の売上は当日の午前3時00分以降（午前3時00分を含む）から翌日の午前3時00分（午前3時00分を含まず）までに委託先が受信したものとします。

第15条（手数料の支払い）

加盟店は、スルットとICカードによる信用取引におけるポストペイ利用額およびプリペイド利用額に対して、当社と加盟店間で別途定める料率を乗じて計算した手数料を、当社に対して第16条に基づき清算することで当社に支払うものとします。

第16条（清算方法）

1. 第12条、第14条および第15条に定める取扱い額の清算方法は、次のとおりとします。
加盟店は、当社に対する債権を第三者に立替払いさせ、もしくは譲渡してはならないものとします。
 - (1) 清算金額は、第12条に定めるポストペイ利用額および第14条に定めるプリペイド利用額の合算金額から第15条に定める手数料を差引いた額とします。
 - (2) 前号の清算については、当月1日から末日までの売上票等を当月末日に締め切り、翌月末日に加盟店指定の預金口座へ振込むことにより支払うものとします。なお、支払日の当日が当社または金融機関の休業日の場合には、前営業日に振込むものとします。
2. 加盟店が本規約に違反した売上票等を当社に提出した場合、当社は当該代金の支払いを拒絶できるものとします。
3. 加盟店から提出された売上票等の正当性に疑義があると当社または委託先が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社または委託先の調査に協力し、調査が完了するまで当社および委託先は加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留したカード利用代金について遅延損害金は発生しないものとします。
4. 信用取引を行った日から2ヶ月以上経過した売上票等を当社が受取った場合、当社が立替え払いを拒否しても、加盟店は異議を申出ないものとします。

第17条（売上の取消・返品）

1. 加盟店が、ポストペイ利用による売上の取消・返品を行う場合は、直ちに当社所定の方法にて当該売上の取消・返品処理を行うものとし、当該取消・返品処理が行われた債権額については、当社は加盟店に対し第12条に基づく立替払い義務を負わないものとします。なお、取消・返品債権にかかる立替払いが既に行われている場合には、加盟店は当社に対し第20条に準じて当該代金を返還するものとします。
2. 加盟店が、プリペイド利用による売上の取消・返品を行う場合は、利用者会員に対し現金を返金して支払うものとします。この場合、加盟店は、取り消されたプリペイド利用額に対して、第15条に定める手数料を支払うものとします。

第18条（有料用度品代金）

加盟店は、使用を希望する有料用度品の代金を支払うものとします。

第19条（会員との紛議とカード利用代金等）

1. 加盟店は、会員に対して提供した商品またはサービス等に関し、会員との間で紛議が生じた場合、遅滞なく紛議を解決するものとします。
2. 加盟店は、前項の紛議の解決にあたり、会員に対して当該ポストペイ利用代金を当社の了解なしに直接返還しないものとします。
3. 本条第1項の紛議を理由に会員が当該カード利用代金の支払いを拒否した場合、または会員の当社に対する支払いが滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該カード利用代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留したカード利用代金について遅延損害金は発生しないものとします。
4. 当社から紛失・盗難、不良会員または第三者利用等の理由によりスルッとICカードの回収を依頼した場合、加盟店はスルッとICカードの回収に協力するものとします。スルッとICカードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、当社が責任をもって解決するものとします。

第19条の2（会員との紛議に関する措置等）

1. 加盟店は、会員から当社に対する紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引の態様（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容、紛議の発生要因）についてすみやかに報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議が法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じてすみやかに報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、第1項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報その他の方法による当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じてすみやかに報告しなければならないものとします。
4. 当社は、前3項の報告その他当社の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置・指導を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。但し、当社による措置・指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
 - ①文書もしくは口頭による改善要請
 - ②信用取引の停止
 - ③本契約の解除

第20条（支払い額返還の特約）

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当社の申出により遅滞なく当該支払い額を返還するものとします。
 - （1）当社が支払った売上債権にかかる売上票等が正当なものでない場合
 - （2）第6条、第7条、第8条に定める手続きによらず信用取引を行った場合
 - （3）第10条第2項ないし第5項の規定に違反して信用取引を行った場合
 - （4）第7条第2項ないし第4項、第10条第6項、第16条第3項の調査に対して協力がいない場合
 - （5）第19条第1項の会員との紛議が解決されない場合
 - （6）その他本規約の規定に違反して信用取引が行われたことが判明した場合
2. 前項の場合、加盟店は第16条第1項に規定する清算金額から返還金額を差引充当すること、ならびに返還金額に不足が生じる場合は次回以降の清算金額を順次返還金額に充当することを承諾するものとします。
3. 前項の手続きを行ったにもかかわらず、当社が返還を請求した日から2ヶ月以上を経過した残金がある場合、加盟店は当社の請求によりその残金を一括して支払うものとします。なお、返還を請求した日とは当社が口頭または文書により加盟店に通知した日とします。

第3章 営業情報・個人情報

第21条（営業秘密等の守秘義務等）

1. 加盟店および当社または委託先は、本規約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を、当該相手方の書面による事前の同意を得ることなく、委託先を除く第三者に提供、開示、漏洩せず、本規約に定める業務以外の目的に使用しないものとします。
2. 加盟店および当社または委託先は、営業秘密等を滅失、毀損、または漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、各々自ら支配が可能な範囲において当該情報の滅失、毀損、または漏洩等に関し責任を負うものとします。
3. 加盟店および当社または委託先は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本規約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。

第22条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」という）を、秘密として保持し、当社の書面による事前の同意を得ることなく、委託先を除く第三者に提供、開示、漏洩せず、本規約に定める業務以外の目的に使用しないものとします。
2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。
 - （1）加盟店が当社または委託先から資料や磁気テープ等で受け取る会員の個人に関する情報（申込書等）
 - （2）会員によるスロット I Cカードの利用に伴い、加盟店が会員から直接受け取った会員の個人に関する情報（取引情報等）
 - （3）当社を経由せず、加盟店が受け取った当社の会員の個人に関する情報（加盟店売上情報等）
 - （4）スロット I Cカードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される当社の会員の個人に関する情報（取引情報等）
3. 加盟店は、個人情報を滅失、毀損、または漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとし、個人情報の滅失、毀損、または漏洩等に関し責任を負うものとします。
4. 加盟店は、個人情報をその責任において万全に保管し、本規約が終了した場合は、直ちに、当社に返却するものとします。ただし、当社の指示があるときは、その指示内容に従い返却または廃棄するものとします。

第22条の2（個人情報安全管理措置）

1. 加盟店は、個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という）を設置するものとし、個人情報管理責任者は、加盟店および再委託先における個人情報（スルッとICカード番号等を含む。本条において以下同じ）の目的外利用・漏洩等が発生しないよう情報管理の制度、システムの整備・改善、社内規定の整備、従業員の教育、再委託先の監督等適切な措置を講ずるものとし、
2. 加盟店は、売上票や物販端末等およびそれらに記載または記録されている個人情報を本規約に定める業務目的以外の目的に利用しないものとし、また、加盟店は、売上票の加盟店控を自己の責任において厳重に保管するとともに、物販端末等にカード情報を抜き取るための装置等を設置されないよう自己の責任において管理するものとし、
3. 加盟店は、個人情報を会員に公表または通知した以外の目的に使用し、または、会員の同意なく第三者に提供・開示・漏洩したときには、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとし、
4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、安全管理措置の不備（加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含むがこれに限られません）に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は当該指導に基づき、必要な措置を講じるものとし、この指導は、以下のものを含みますがこれに限られません。
 - (1) 外部の第三者から加盟店が個人情報を保有するコンピュータその他のサーバに侵入されない強固なシステムの整備・改善
 - (2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、または当社が指定する情報の廃棄徹底

第22条の3（スルッとICカード番号等の管理）

1. 加盟店は、前条の個人情報の内、スルッとICカード番号等（当社がその業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第1号の番号、記号その他の符号を含む。以下同じ）の滅失・毀損・漏洩等（以下本条および第23条において「漏洩等」という）が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、速やかに当社に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとし、
2. 加盟店は、スルッとICカード番号等の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を当社に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要且つ適切な指導を含むものとする）を講じたうえで、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとし、
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのスルッとICカード番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとし、当社による指導は、加盟店を免責するものではありません。当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限られません。
 - (1) 当社が指定する監査会社を用いたシステム診断
 - (2) 信用取引の停止

第23条（再委託の場合の個人情報等の取扱い）

加盟店は、本規約に関わる業務の全部もしくは一部を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとする。以下同じ）（以下、この委託を受けた第三者を「再委託先」という）には、十分な個人情報の保護水準を満たしている加盟店委託先を選定し、本規約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を加盟店委託先

と締結するものとします。

第23条の2（再委託の場合のスルッとICカード番号等の管理）

1. 加盟店は、再委託先において、スルッとICカード番号等の漏洩等が発生した場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社もしくは加盟店が判断した場合に、速やかに再委託先から漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告を受けた上で、当社に対し、速やかに漏洩等の発生した再委託先、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとします。
2. 加盟店は、再委託先においてスルッとICカード番号等の漏洩等が生じた場合または加盟店において漏洩等が発生したと判断される合理的理由があると当社が判断した場合には、再委託先をして、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を加盟店に報告させた上で、再発防止のための必要な措置（再委託先の従業員に対する必要且つ適切な指導を含むものとする）を講じさせるものとし、その内容を当社に書面で報告しなければならないものとします。
3. 当社は、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのスルッとICカード番号等の漏洩事故等が生じた場合において類似の漏洩事故の発生を防止する必要がある場合、その他当社が必要と認める場合には、加盟店に対し、第22条の3第3項と同様の当該措置の改善の要求その他必要な指導を再委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。但し、当社による指導要請は、加盟店ないし再委託先を免責するものではありません。
4. 加盟店は、本条に定める当社の権利が実現可能となるのに必要となる再委託先の義務を再委託先との契約において定めるものとします。

第24条（加盟店情報の利用等）

1. 加盟店は、当社または委託先が本規約上で知り得た加盟店における取引情報、および加盟店申込みに関する情報を、加盟審査および当社の取引上の判断のために利用することに同意するものとします。
2. 加盟店は、当社が、加盟店の名称、所在地、電話番号、営業時間等の加盟店に関する情報を会員に対して提供する目的において、当社が提携する企業に提供することに同意するものとします。

第25条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失、毀損、または漏洩等に関し、会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において、当社または委託先に対する損害賠償請求等の申立がされた場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社および委託先に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社または委託先に対する申立が、第22条第3項に定める加盟店の責任範囲に属するときは、加盟店は、当社または委託先が当該申立を解決するのに要した一切の費用を負担するものとします。
3. 前2項は、営業秘密等の滅失、毀損、または漏洩等に関し、第三者から加盟店または当社に対する損害賠償等の申立があった場合に準用されるものとします。

第4章 その他

第26条（業務委託）

1. 加盟店は、当社が次の業務を委託先に委託することを承諾するものとします。なお、委託先は、業務の一部または全部を第三者に委託できるものとします。
 - (1) 加盟店申込みの受付、申込みの記載内容の確認、加盟店審査、加盟店審査の承認に関わる業務
 - (2) スルッとICカード利用承認の判定に関わる業務

- (3) 加盟店利用代金および手数料等の金額の通知に関わる業務
 - (4) 前号の金額の清算業務
 - (5) 加盟店への支払い等に関する業務
 - (6) スルッとICカードに関わるデータの情報処理、電算機処理に付随する業務
 - (7) 加盟店登録および各種届出事項の変更に関する受付、登録に関わる業務
 - (8) 加盟店に関する問い合わせ業務
 - (9) 端末設置申込の受付、申込の記載内容の確認・登録、設置の手続き、および変更に関する業務ならびに付随する業務
 - (10) その他加盟店に関わる業務のうち当社が指定したもの
2. 当社は、前項の委託業務の範囲を追加、変更することがあります。

第27条（解約）

加盟店または当社は、書面により3ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとします。

第28条（契約解除および反社会的勢力の排除）

1. 前条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、当社は本契約を直ちに解除できるものとします。その場合、加盟店は当社および委託先に生じた損害を賠償するものとします。
- (1) 加盟店申込書または本規約に定める届出事項（変更の届出を含む）を偽って記載したことが判明した場合
 - (2) 第3条第4項に違反し、加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
 - (3) 第4条ないし第15条に定める手続によらずに信用取引を行った場合
 - (4) 第7条第2項ないし第4項、第10条第6項、第16条第3項、第25条第1項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
 - (5) 第18条に規定する有料用度品の代金を支払わなかった場合
 - (6) 第20条の規定に違反して支払い額の返還に応じなかった場合
 - (7) 特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令に違反していることが判明した場合
 - (8) 加盟店が信用取引制度を悪用していることが判明した場合
 - (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - (10) 監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
 - (11) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
 - (12) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社整理、再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産、もしくは競売を申立てられ、または自ら会社整理、再生手続の開始、会社更生手続の開始もしくは破産の申立をした場合
 - (13) その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - (14) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しない場合
 - (15) その他本規約に違反した場合もしくは利用者からの苦情等により当社が加盟店として不適当と認めた場合
2. 前項各号のいずれかの事態が発生した場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本契約に基づく債務の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。この場合、当社は当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、遅延損害金の支払義務を負わないものとします。
3. 第1項各号のいずれかの事態が発生した場合または当社が必要または適当と認めた場合、当社は本規約に基づき、加

加盟店が負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の債権（本契約に基づくものであるか否かは問わない）とを、何らの意思表示を要さず、当然に相当額で相殺することができるものとします。

4. 加盟店は、前条および第1項により本契約を解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識をとりはずすものとし、一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。その際、有料用度品の代金は返金されないものとし、これに対し加盟店は異議なく応ずるものとします。
5. 加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等（以下「加盟店」という）が、現在、次の（1）または（2）事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（1）①暴力団

- ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧前各号の共生者
- ⑨その他前各号に準ずる行為

（2）①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

6. 加盟店は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約致します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

7. 当社は、加盟店が本条第5項もしくは第6項の規定に違反していると認めた場合には、本契約の締結を拒絶し、または、本契約に基づく決済サービスを一時的に停止することができるものとします。決済サービスを一時停止した場合には、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、決済サービスを行うことができないものとします。

8. 加盟店が本条第5項もしくは第6項のいずれかに該当した場合、本条第5項もしくは第6項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、当社との決済サービスを継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は、当社の通知により当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

9. 前項の適用により、当社に損失、損害または費用（以下「損害等」という。）が生じた場合には、加盟店は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の適用により、加盟店に損害等が生じた場合にも、加盟店は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。

10. 第8項の規定に基づき本契約を解除した場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでその債務を免れないものとします。

第29条（契約終了後の義務）

加盟店は本契約が解約または解除となった場合、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第23条、第23条の2および第25条により課せられた義務を負うものとします。

第30条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に対して届出ている商号、代表者、所在地、カード取扱い店舗、連絡先、指定預金口座等、加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、当社指定の様式および方法により遅滞なく当社に届出るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出がないために当社からの通知またはその他送付書類、第16条に規定する清算金額が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなされても異議ないものとします。

第30条の2（状況報告）

加盟店は、当社から求められたときは、最新の決算状況および特定時期の財務状況について、文書その他当社が適当と認める方法により、すみやかに当社に対し報告を行うものとします。

第31条（規約の変更、承諾）

当社が、本規約を変更した場合には、当社は加盟店に対して変更内容を通知または当社ホームページで公表します。加盟店はその通知を受けた後、またはホームページでの公表後において、利用者に対してスルッとICカードによる信用取引を行った場合には、変更内容または新規約を承諾したものとみなします。

第32条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、加盟店は所定のマニュアル等当社からの通知に基づき取扱うものとします。

第33条（専属的合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、大阪地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

第34条（準拠法）

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

以上

（2013年4月改定）

<加盟店情報の取扱いに関する同意条項>

第1条（加盟店情報の取得・保有・利用）

加盟店およびその代表者ならびに加盟申込をした個人・法人・団体およびその代表者（以下、これらを総称して「加盟店」という）は、株式会社スルッとKANSAI（以下「当社」という）が加盟店との取引に関する審査（以下「加盟審査」という）、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査、当社の業務、当社事業にかかる商品開発もしくは市場調査のために、加盟店にかかる次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」という）を当社が適当と認める保護措置を講じたうえで当社が取得・保有・利用することに同意します。また、加盟店は、二重加盟や二重契約の防止等の理

由から他の加盟店にかかる加盟審査ならびに加盟後の管理および取引継続にかかる審査のために加盟店情報を当社が利用することに同意します。

- (1) 加盟店の商号(名称)、所在地、郵便番号、電話(FAX)番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店が加盟申込時および変更届出時に届出した情報
- (2) 加盟申込日、加盟店契約日、加盟店契約終了日および加盟店と当社との取引に関する情報
- (3) 加盟店のスルッとICカードの取扱状況(他社カードを含む)に関する情報
- (4) 当社が取得した加盟店のクレジットカードの利用状況、支払状況、支払履歴等に関する情報
- (5) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (6) 当社が加盟店または公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
- (7) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店に関する情報
- (8) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店に関する情報および当該内容について当社が調査して得た情報
- (9) 破産開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店に関する信用情報

第2条(加盟店情報交換センターへの登録・共同利用の同意)

1. 加盟店は、当社と加盟店との間の加盟店契約(以下「本契約」という)およびその申込に基づき生じた加盟店に関する客観的事実が、当社の加盟する加盟店情報交換センター(以下、「センター」という)に登録されること、ならびにセンターに登録された情報(既に登録されている情報を含む)が、加盟店に関する加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査のため、当該センターの加盟会員会社によって利用されることに同意するものとします。なお、当社が現時点で加盟するセンターは本同意条項第3条のとおりであり、その後、変更追加される場合には、当該変更追加内容をあらかじめ加盟店に通知ないし当社ホームページ上で公表することにより、本規約におけるセンターとして追加変更されるものとします。かかる変更追加の通知ないしホームページ上で公表から30日以内に異議を述べない場合は、加盟店はかかる変更追加に同意したものとみなされることに同意します。
2. 加盟店は、当社の加盟するセンターに登録されている加盟店に関する情報を、当社が、加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査のために利用することについて同意するものとします。
3. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、当社の加盟するセンターを通じて、当該センターの加盟会員会社に提供され、本条第1項記載の目的で利用されることに同意するものとします。
4. 加盟店は、客観的事実に関する情報が、第3条で定める共同利用の目的、共同利用される情報の範囲、共同利用の範囲内で当社の加盟するセンターの加盟会員会社相互によって共同利用されることに同意するものとします。

第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について)

加盟店は、当社の加盟するセンターならびに共同利用の目的、共同利用される情報の範囲および共同利用の範囲等について以下の通りとすることに同意するものとします。

名称	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階
電話	03-5643-0011

受付時間	月～金曜日 午前10時～午後5時（年末年始等を除く）※詳細はお問い合わせください。
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資するために行う加盟会員会社による加盟審査、加盟後の加盟店管理および取引継続にかかる審査等のため
共同利用される情報の範囲	<p>①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、当社および加盟会員各社・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>④利用者等（契約済みのものに限らない）から当社および加盟会員各社に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報</p> <p>⑤行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等）について、当センターが収集した情報</p> <p>⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記④の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。</p>
共同利用の範囲	<p>一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、当センターの加盟会員各社である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取次業者及び当センター（加盟会員会社は一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載する）</p> <p>http://www.j-credit.or.jp/</p>
登録される期間	登録日から5年を超えない期間
共同利用責任者	<p>一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報センター</p> <p>〒103-0016</p> <p>東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル6階</p> <p>03-5643-0011</p>

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 加盟店の代表者は、当社およびセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、当社およびセンター所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、当社開示請求の窓口は次のとおりとします。

※センターへの情報開示請求の窓口は前条の通りとします。

2. 万一、当社が保有する加盟店情報または当社がセンターに登録した登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には当社は速やかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第5条(本同意条項に不同意等の場合)

加盟店は、加盟店が本契約に必要な記載事項(契約書面に契約者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、当社が本契約の締結を拒否しあるいは本契約を解除することがあることに同意するものとします。但し、本条は、当社の本契約の締結に関する意思決定の自由を制限するものではありません。

第6条(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 加盟店は本契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由のいかんを問わず、加盟申込みをした事実、内容について当社が利用することおよびセンターに一定期間登録され、加盟会員が利用することに同意するものとします。
2. 加盟店は当社が、本契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等および当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。

第7条(条項の変更の位置付けおよび変更)

1. 本同意条項はP i T a P a加盟店規約の一部を構成します。
2. 本同意条項はあらかじめ加盟店に対する通知または当社ホームページ上で公表することにより、当社が必要な範囲内で変更できるものとします。かかる変更の通知ないしホームページ上での公表から30日以内に異議を述べない場合は、加盟店はかかる変更に同意したものとみなされることに同意します。

(2013年11月改定)